



島根県報

平成20年12月 5 日（金）

号外 第 156 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【特定調達公告】

宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託に係る競争入札の参加資格等	（下水道推進課）	2
宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託に係る一般競争入札の実施	（ " ）	2

特 定 調 達 公 告

平成20年度において、宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務の委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成20年12月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 特定調達契約により調達をする役務の種類

宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務

2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成10年島根県告示第58号）に定めるところによる。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成20年12月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 調達内容

(1) 委託業務名及び数量

宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託 一式

(2) 委託場所

宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）、宍道湖西部浄化センター（島根県出雲市大社町中荒木2391）等

(3) 業務内容

ア 保守点検業務

イ 運転操作監視業務

ウ 水質試験業務

エ 事務業務

オ 保安業務

カ 場外ポンプ場維持管理・巡回業務（西部処理区のみ）

キ 管渠制水ゲート点検業務

ク 場外マンホールポンプ等点検業務（東部処理区のみ）

ケ 法定項目分析業務

コ 定期点検等対応業務

サ 清掃業務

シ 樹木管理及び除草業務

ス 修繕対応業務

セ ユーティリティー手配及び管理業務

ソ 法定検査業務

- タ 電気主任技術者及びエネルギー管理員の業務
- チ し渣等収集運搬業務
- ツ その他必要な業務

(4) 委託期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 入札方法

技術提案書及び入札書を提出する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

本業務の入札には、低入札価格調査制度を適用する。

2 入札参加資格

(1) 共同企業体でない者の資格要件

ア 宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成10年島根県告示第58号。以下「審査要綱」という。）第2条の規定による資格の認定を受けている者であること。

イ 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第22条第2項に規定する資格を有する者で、かつ、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号。以下「登録規程」という。）第3条第1号に基づく下水道処理施設管理技士の資格を有する者を宍道湖東部浄化センター及び宍道湖西部浄化センターごとにそれぞれ専任で2名配置できること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 過去5年の間に法第2条第6号に規定する終末処理場の維持管理業務の受託実績があること。

オ 入札日において、島根県の指名停止を受けていない者であること。

カ 島根県において、県税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。

キ 消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。

ク 登録規程第10条の規定による消除を受けていないこと。

ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 3者以内の構成員により任意に結成されたものであること。

イ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

ウ 各構成員の出資比率が均等割の10分の6以上であること。

エ 共同企業体の代表者が前号アの要件を満たしている者であること。

オ 共同企業体が前号イの要件を満たしている者であること。

カ 各構成員が前号ウからケに掲げる要件をすべて満たしている者であること。

キ 各構成員が登録規定第2条の規定による登録を受けていること。

ク 各構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で当該入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-5470

(2) 受託者選定要項の交付の時期及び場所

平成20年12月5日から平成20年12月19日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、上記(1)の場所において交付する。(要請があった場合は、郵便による送付を行う。ただし、送料は要請者の負担とする。)

交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 参加資格の確認

ア この入札に参加を希望する者は、審査要綱第4条第1号から第5号までに規定する申請書類を、平成20年12月19日午後5時までに3(1)の場所に提出し、審査要綱第2条の規定による認定を受けなければならない。ただし、審査要綱第6条に規定する入札参加資格の有効期間が、入札の日において満了しない者は除く。

イ この入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、受託者選定要項において示す書類を、平成20年12月5日から平成20年12月19日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の間に3(1)の場所に持参しなければならない。この場合において、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

(4) 資料作成説明会

入札参加資格を認めた者に対し、技術提案書等の資料作成説明会及び東部・西部各浄化センターの現場説明会を開催(2日間)する。

ア 宍道湖東部浄化センター

日時 平成20年12月24日 午前10時から午後4時まで

場所 宍道湖流域下水道管理事務所(島根県松江市竹矢町1444)

イ 宍道湖西部浄化センター

日時 平成20年12月25日 午前10時から午後4時まで

場所 宍道湖流域下水道管理事務所西部支所(島根県出雲市大社町中荒木2391)

(5) 技術提案書の受領の期限及び場所

ア 期限 平成21年1月30日 正午

(郵便による提出にあつては、1月29日午後5時必着)

イ 提出 3(1)の担当部局

(6) 入札書の受領の期限及び場所

ア 期限 平成21年2月13日 午前10時

(郵便による提出にあつては、2月12日午後5時必着)

イ 場所 2月13日午前9時30分までは3(1)の担当部局とし、それ以降は(7)イの開札場所とする。

(7) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年2月13日 午前10時

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第5会議室

(8) 契約条項を示す場所

3(1)の場所において示す。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積り契約金額を契約期間内の月数で除し、12を乗じて得た金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

免除する。ただし、契約締結の際に、落札者が業務を履行することができない場合に、落札者に代わって業務を履行することを保証する業務履行保証人を付さなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

ア 別に設置する「宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において定量化による厳正な審査、評価を行い、各入札者について総合評価点を算出する。

(7) 定量化審査・評価項目

- a 技術提案書について審査を行い技術評価点を与える。
- b 入札価格について価格評価点を与える。

(4) 定量化審査による総合評価点の算出方法

総合評価点＝技術評価点＋価格評価点

技術評価点50点（満点）

価格評価点50点×最低入札価格／入札価格

(7) 技術提案書評価区分

- a 事業計画に関する項目
- b 運営体制に関する項目
- c 危機管理体制に関する項目
- d 環境対策に関する項目
- e 地域貢献に関する項目

(4) 失格者

- a 技術提案書の評価区分で評価点が零点の区分がある者
- b 入札価格が予定価格を超えている者
- c 宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務委託に係る低入札価格調査制度実施要領（以下「低入札要領」という。）に基づく数値的判断基準に適合しない者
- d 低入札要領に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）において、事後の資料提出等に協力しない者
- e 低入札価格調査において、契約の内容に適合した履行がなされないと判断された者
- f 入札書等の提出期日までに入札書等又は辞退届を提出しなかった者

イ 落札者の決定

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者のうち、審査委員会が決定した最高総合評価点獲得者を落札者として決定する。

最高総合評価点獲得者が2名以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

ただし、低入札要領に基づく低入札基準価格を下回る入札があった場合は、低入札要領に基づく調査を実施した上で落札者を決定する。この場合、低入札基準価格を下回る入札を行った者は、事後の資料提出等調査に協力しなければならず、最高総合評価点獲得者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。

ウ 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

(7) その他

詳細は受託者選定要項による。

5 Summary

- (1) Commodities procured and service name and quantity : Lake Shinji River Basin Sewerage

Treatment Plant etc. Maintenance Management Program

(2) Date and Time for Bidding: february 13, 2009, 10. 00 am

(3) Department in charge of contracts: Administration Section, Wastewater Treatment Division,
Department of Public Works, Shimane Prefectural Office, 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane
Prefecture 690-8501 Ph : 0852-22-5470